

2 調監発第 2410004 号

令和 2 年 1 1 月 2 7 日

調布市長 長 友 貴 樹 様

調布市監査委員 玉 木 國 隆

調布市監査委員 岩 倉 哲 二

調布市監査委員 小 林 市 之

令和 2 年度第 1 回定期監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について，同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和2年度第1回定期監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

行政委員会等（会計課，議会事務局，選挙管理委員会事務局，農業委員会事務局，固定資産評価審査委員会書記，監査事務局）

第3 監査の実施期間

令和2年9月10日（木）から同年11月13日（金）まで

第4 監査の範囲

所管に係る令和元年度及び令和2年度の一部に執行された財務に関する事務及びその他の事務

第5 監査の着眼点及び実施内容

調布市監査基準に基づき、予算の執行，収入及び支出，財産管理，人事管理，行政手続等に関する事務が法令等に従い適正かつ効率的に執行されているか，最少の経費で最大の効果を挙げ，かつ運営の合理化に努めているかを主眼として，関係諸帳簿及び関係書類の照合，実地調査，関係職員からの事情聴取等，通常実施すべき監査手続を実施した。なお，中でもリスクの重要度が高いものについては，重点的に確認を行った。

第6 除斥

小林監査委員は，政務活動費及び選挙運動の公費負担に関する事務の一部について，地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第7 監査の結果

対象の事務は，上記のとおり監査した限りにおいて，法令に適合し正確に行われ，最少の経費で最大の効果を挙げ，組織及び運営の合理化に努めているものと概ね認められたが，一部に次のとおり留意を要する事項が見受けられたので，早急に改善措置を講じられたい。

(1) 行政手続について

調布市行政手続条例等に基づき策定された審査基準等について，窓口に備え付けられていないものが見受けられた。（議会事務局・農業委員会事務局）

調布市行政手続条例等に基づき，適正な事務処理に努められたい。

(2) 出張命令について

宿泊を要する出張の結果について出張復命書による報告が行われていないものが見受けられた。（農業委員会事務局）

調布市職員等の旅費に関する条例施行規則に基づき，適正な事務処理に努められたい。